

監査公表第6号（平成25年5月7日、県公報第3493号）

「住民監査請求に基づく監査（平成24年度）」

請求内容：「県立中学校教師用教科書購入費返還請求について」

住民監査請求に係る監査結果

平成25年4月22日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成25年3月6日及び同年同月12日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の請求概要は、以下のとおりである。

ア 請求人が求める措置

請求人は、①福岡県知事小川洋（以下「知事」という。）及び福岡県教育委員会委員長住吉徳彦（以下「教育委員長」という。）は、福岡県立育徳館中学校校長X（以下「育徳館校長」という。）と日本文教出版株式会社（以下「日文社」という。）に対し、1,472円を請求せよ、②知事及び教育委員長は、福岡県立輝翔館中等教育学校校長Y（以下「輝翔館校長」という。）と日文社に対し、2,208円を請求せよ、③育徳館校長は福岡県に対し1,472円を支払え、④輝翔館校長は福岡県に対し2,208円を支払え、との措置をするよう監査委員の勧告を求めている。

イ 県立中学校で用いる教科書選定手続き

福岡県は福岡県立育徳館中学校（以下「育徳館」という。）及び福岡県立輝翔館中等教育学校（以下「輝翔館」という。）を設置し、福岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は育徳館及び輝翔館を管理し、その教育課程及び教科用図書（以下「教科書」という。）の取扱いに関する事務を行っている。

ウ 平成24年度使用の中学校「公民」教科書選定

中学校が平成24年度以降使用する「公民」教科書は、文部科学省の教科書検定を経た7種の教科書の中から、育徳館校長及び輝翔館校長が日文社版教科書（以下「本件教科書」という。）を選定し、福岡県教育庁教育次長はその選定を受けて、福岡県立学校管理規則（昭和32年福岡県教育委員会規則第13号）第7条により採択したものである。

エ 外国人参政権の問題に関するわが国の基本的判断

平成7年2月28日の最高裁判所の判決によれば、選挙権は日本国民だけに付与されるものであって、外国人に参政権を付与しないことは憲法違反ではなく、基本的人権を侵す差別というものでもないということになる。

オ 外国人参政権問題についての本件教科書の記述

上記ウの7種の教科書は全て外国人参政権の問題について記述しているが、本件教科書の記述では、選挙権についての制限は外国人差別の一態様としており、上記エの考え方に違反している。

カ 福岡県議会の決議

福岡県議会（以下「県議会」という。）は、永住外国人への地方参政権付与の法制化について慎重に対応すべきであるとの意見書を可決し、さらに法制化に反対するとの請願を採択している。また福岡県内48市町村議会も永住外国人参政権付与反対の決議をしており、これらの決議に相反する記述の本件教科書を選定することは極めて不適切である。

キ 本件教科書の購入

育徳館校長は、平成24年4月2日、生徒用として本件教科書118冊をAから購入し、その代金は文部科学省が負担した。また、同年3月29日に本件教科書の教師用版（以下「教師用教科書」という。）（単価736円）2冊を上記Aから購入し、その代金1,472円を県費の中から支払った。

輝翔館校長は、平成24年4月6日に、生徒用として本件教科書110冊をBから購入し、その代金は文部科学省が負担した。また、同年4月2日に教師用教科書（単価736円）3冊を上記Bから購入し、その代金2,208円を県費の中から支払った。

ク 本件教科書購入の違法

本件教科書の記述は、上記のとおり、第一に外国人参政権について誤った説明をしており、第二に県議会の意志を否定する見解に立脚しているという点において、そのような内容の教科書を福岡県立中学校で使用する教科書として取得することは、県教育委員会の教科書採択権限を逸脱するものであり違法である。

そして育徳館校長及び輝翔館校長は、平成24年3月末から4月上旬にかけて、不適切かつ違法のいわば禁制品の教科書を教師用教科書として購入し、その代金を県費の中から支出し福岡県に損害を与えたため、その損害を賠償する責任がある。損害賠償額は、育徳館校長は同年3月29日に取得した教師用教科書2冊の代金1,472円に相当する額、輝翔館校長は同年4月2日に取得した教師用教科書3冊の代金2,208円に相当する額である。

また、日文社は違法の内容の教科書を出版して、同教科書を福岡県立中学校に有償で購入せしめた点において、育徳館校長及び輝翔館校長と同様の損害賠償責任がある。

(2) 事実証明書

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| ア | 第1号証 | 福岡県教育委員会教育長の通知書 |
| イ | 第2号証 | 育徳館中学校長の報告書 |
| ウ | 第3号証 | 輝翔館中等教育学校長の報告書 |
| エ | 第4号証 | 教科書採択決定記録 |
| オ | 第5号証 | 日本文教版の中学校公民教科書 |
| カ | 第6号証 | 最高裁判所平成7年2月28日判決書 |
| キ | 第7号証1 | 福岡県議会平成22年3月26日可決意見書 |

- ク 第7号証2 福岡県議会平成22年3月26日採択請願3件
- ケ 第8号証 育徳館中学校あて納品書
- コ 第9号証 輝翔館中等教育学校あて納品書

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成25年3月6日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

教師用教科書に係る公金の支出に違法があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象所属

福岡県教育庁教育振興部高校教育課（以下「県高校教育課」という。）、育徳館及び輝翔館を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求代理人弁護士に対し、平成25年3月27日付け文書をもって陳述ができる旨通知したが、請求代理人弁護士からは陳述を行わない旨文書で回答があった。

4 監査対象所属に対する監査

(1) 県高校教育課に対する監査

県高校教育課職員に対し、平成25年4月9日に教科書の採択の概要について聴取調査を行った。

(2) 育徳館に対する監査

育徳館職員に対し、平成25年4月5日に教師用教科書購入に係る公金の支出について関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(3) 輝翔館に対する監査

輝翔館職員に対し、平成25年4月4日に教師用教科書購入に係る公金の支出について関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 教科書の採択から教師用教科書購入までの概要

ア 教育委員会が行う教科書の採択

県立の中学校及び中等教育学校で使用する教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び福岡県立学校管

理規則に規定されており、本件教科書については、これらの法令の規定に従い次のとおり採択された。

(ア) 育徳館校長及び輝翔館校長は、平成23年4月28日付け文部科学省告示第80号により公表された教科書検定を経た7種の教科書のうちから、県教育委員会があらかじめ福岡県教科用図書選定審議会の意見を聞いた上で作成した「平成24年度使用福岡県立中高一貫教育校中学校用教科用図書採択基準及び選定資料」（以下「本件採択基準」という。）に従い本件教科書を選定し、校長の意見として県教育委員会に報告した。

(イ) 県教育委員会は、上記の報告を受け、本件採択基準に照らし選定理由に問題がないか等を慎重に精査した上で本件教科書を公民分野の教科書として採択し、平成23年8月31日付け23教高第2458号により育徳館校長及び輝翔館校長に通知した。

イ 教師用教科書の購入

(ア) 県高校教育課によれば、国から無償で給付された教科書は生徒に給与されるものであり、それ以外には給与されない。このため教師用教科書については、県費により購入することになる。

(イ) 育徳館の場合

育徳館第3学年の公民の授業を担当する教師は2名であり、各自1冊ずつ合計2冊を県費により購入した。

(ウ) 輝翔館の場合

輝翔館には、前期課程から後期課程を通じて5名の社会科の教師がいるが、前期課程における公民の授業を担当する教師は2名である。その公民の担当教師に各自1冊ずつ計2冊、それに加えて後期課程の教師3名も中高一貫教育の特殊性から公民の授業を担当する可能性があることから、本件教科書についての教材研究を行う必要があり、この3名が共同で使用する教師用教科書を1冊、合計3冊を県費により購入した。

(2) 本件教師用教科書に係る契約及び支出について

ア 育徳館の場合

Aから教師用教科書2冊を購入しており、その代金1,472円は平成24年4月4日に支出されていた。

イ 輝翔館の場合

Bから教師用教科書3冊を購入しており、その代金2,208円は平成24年5月7日に支出されていた。

2 判断

請求人の主張、県高校教育課、育徳館及び輝翔館からの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件教師用教科書の購入について

請求人は、育徳館及び輝翔館で使用する本件教科書について、第一に外国人参政権

について誤った説明をしており、第二に県議会の意志を否定する見解に立脚しているという2点から、福岡県立中学校で使用する教科書として取得することは、県教育委員会の教科書採択権限を逸脱するものであり違法であると主張している。

しかしながら、外国人参政権の説明や県議会の意志の見解についての請求人の主張は、本件教師用教科書の購入についての財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に示したものと認められない。

本件教師用教科書の購入については、文部科学省の教科書検定を経た教科書の中から採択した生徒用教科書と同一の教科書を、授業等で使用するために必要部数購入したにすぎないものである。地方公共団体の経費支弁に係る裁量権と違法性については、高松地方裁判所判決（平成10年11月24日平成7年（行ウ）4・8号、平成8年（行ウ）2号）において、「普通地方公共団体は地方自治法2条3項1号ないし22号に例示されるような広範な事務を行うものであり、その事務を処理するための個々の公金支出の適否については、当該地方公共団体が当該事務の目的、内容等に照らして適正かつ円滑な事務処理を行う見地から当該地方公共団体の裁量に委ねられており、当該公金支出が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たると認められる場合に限って違法となるものと解するのが相当である。」（平成12年4月20日最高裁判所の上告棄却により確定）と判示されているところである。この判決に照らすと、本件教師用教科書の購入については、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用に当たると解される事実は認められないことから、その支出が違法又は不当なものとは認められない。

(2) 財務会計上の行為について

教師用教科書の購入に係る契約手続、支出負担行為及び支出命令の事務手続きについては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）等関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金の支出はなかった。

以上の結果、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。